

念書兼同意書(被保険者側)

- 下記事故について、国民健康保険法による保険給付を受けたときは、国民健康保険法第64条第1項の規定により保険給付額の限度において、貴組合が相手方に対する損害賠償請求権を法律上当然に取得、行使し、かつ損害賠償金を受領することを理解しましたので、次の事項を遵守することを書面をもって申し立てます。
1. 相手方と示談を行おうとする場合は必ず前もって貴組合にその内容を申し出、承諾を得ること。
 2. 相手方に白紙委任状を渡さないこと。
 3. 相手方から金品を受けたときは、受領年月日、内容、金額をもれなく、かつ遅滞なく貴組合に届け出ること。
- 下記事故に関して、貴組合(注1)が行う求償事務に必要な以下の事項に同意します。
1. 交通事故証明書・事故発生状況報告書・診療報酬明細書(写)・念書兼同意書等の書類について、相手方(保険会社等)へ提示または提出すること。
 2. 保険会社等から受けた金品の内訳(その見込みを含む。)及び損害賠償額の算出基礎となる書類、情報について、相手方から提供を受けること。
 3. 事故による治療の終了日及び事故外の診療の有無等について、受診医療機関等へ照会し、回答を得ること。
 4. この念書兼同意書をもって2.に掲げる事項に対応する保険会社等への同意を含むこと。

負傷日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃			
負傷場所				
相手方氏名				
被保険者 (被害者)	住所	※		
	氏名	※	申立人との関係	※

※の欄は申立人と被保険者が異なる場合記入してください。

年 月 日 住所
申立人
氏名

印

建設連合国民健康保険組合 殿

(注1) 国民健康保険法第64条第3項の規定により、損害賠償金の徴収または収納の事務を委託している国民健康保険団体連合会を含みます。

念書兼同意書(被保険者側)

- 下記事故について、国民健康保険法による保険給付を受けたときは、国民健康保険法第64条第1項の規定により保険給付額の限度において、貴組合が相手方に対する損害賠償請求権を法律上当然に取得、行使し、かつ損害賠償金を受領することを理解しましたので、次の事項を遵守することを書面をもって申し立てます。
1. 相手方と示談を行おうとする場合は必ず前もって貴組合にその内容を申し出、承諾を得ること。
 2. 相手方に白紙委任状を渡さないこと。
 3. 相手方から金品を受けたときは、受領年月日、内容、金額をもれなく、かつ遅滞なく貴組合に届け出ること。
- 下記事故に関して、貴組合(注1)が行う求償事務に必要な以下の事項に同意します。
1. 交通事故証明書・事故発生状況報告書・診療報酬明細書(写)・念書兼同意書等の書類について、相手方(保険会社等)へ提示または提出すること。
 2. 保険会社等から受けた金品の内訳(その見込みを含む。)及び損害賠償額の算出基礎となる書類、情報について、相手方から提供を受けること。
 3. 事故による治療の終了日及び事故外の診療の有無等について、受診医療機関等へ照会し、回答を得ること。
 4. この念書兼同意書をもって2.に掲げる事項に対応する保険会社等への同意を含むこと。

負傷日時	令和〇〇年 〇月 〇日 午前・午後 〇〇時 〇分頃		
負傷場所	大阪市〇〇区〇〇〇4-5-6		
相手方氏名	相手 次郎		
被保険者 (被害者)	住所	※	
	氏名	※	申立人との関係 ※

※の欄は申立人と被保険者が異なる場合記入してください。

令和 〇〇年 〇月 〇日

住所 東京都〇〇区〇〇〇7-8-9

申立人

氏名 建設 太郎



建設連合国民健康保険組合 殿

(注1) 国民健康保険法第64条第3項の規定により、損害賠償金の徴収または収納の事務を委託している国民健康保険団体連合会を含みます。

※赤字の部分~~を記入してください。~~

(~~記入する際は、消せるボールペンは使用しないでください。~~)